

令和7年9月玉川村議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年9月5日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案の上程
- 日程第 4 村長の提案理由の説明
- 日程第 5 議長発議 決算審査特別委員会の設置について
- 日程第 6 決算審査特別委員会正副委員長の互選結果について
- 日程第 7 決算の審査について（委員会付託）

出席議員（12名）

1番	小針善誠君	2番	堀越美保君
3番	佐久間福男君	4番	円谷兼一君
5番	岩谷幸雄君	6番	大羅将君
7番	須藤安昭君	8番	林芳子君
9番	飯島三郎君	10番	三瓶力君
11番	石井清勝君	12番	小針竹千代君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	小原幸春	会計年度任用	須藤智恵子
------	------	--------	-------

説明のため出席した者の職氏名

村長	須釜泰一君	副村長	丹内一彦君
教育長	岡崎寛人君	総務課長	塩田敦君
企画政策課長	添田孝則君	住民課長	大越健一君
税務課長兼 会計管理者	増子広行君	健康福祉課長	坂本敬君
健康推進 担当課長	廣瀬亜紀子君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	小針達夫君
地域整備課長	小針武彦君	遊水地 対策室長	溝井浩一君
教育課長	塩澤春美君	学校等整備 対策室長	須田潤一君
公民館長	高林浅輝君		

◎開会の宣告

○議長（小針竹千代君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人であります。

定足数に達していますので、令和7年9月玉川村議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（小針竹千代君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小針竹千代君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小針竹千代君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

6番 大 羅 将 君

7番 須 藤 安 昭 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小針竹千代君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月12日までの8日間に決定しました。

◎議案の上程

○議長（小針竹千代君） 日程第3、議案の上程を行います。

本定例会に提出された議案は、お手元にお配りしました議事日程表の裏面に記載のとおり、報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから認定第5号 令和6年度玉川村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの報告1件、条例3件、議案9件、認定5件、計18件の議案であります。

◎村長の提案理由の説明

○議長（小針竹千代君） 日程第4、村長の提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和7年玉川村議会9月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに何かとご多忙の中、ご参集をいただき誠にありがとうございます。

当面する重要な議案を提出いたしましたので、以下、提案理由についてご説明いたしますが、それに先立ちまして、全国各地で相次いで発生している豪雨や地震等の自然災害について申し上げます。

トカラ列島近海の悪石島や小宝島付近では6月より地震活動が活発になり、震度1以上を

観測する地震はこれまでに2,200回を超え、この間、悪石島では震度6弱の揺れを何度も観測しており、一時、島民の避難も行われるなど、不安な日々を過ごされているものと思います。

また、7月30日に発生しましたカムチャツカ半島東方沖の地震では、太平洋の各地で津波警報が発表され、津波が押し寄せ、北海道や東北地方、関東地方など、太平洋沿岸の広範囲において津波のリスクが高まり、長期的な警戒が必要となり、我が国が常に自然災害の脅威と隣り合わせであることを改めて再認識させられました。

8月8日から、九州地方を中心とした線状降水帯による非常に激しい雨による被害は深刻な状況となっており、特に豪雨や土砂災害、洪水が各地で発生し、人的・物的被害が生じております。さらには台風12号の影響を受けるなど、連日続く豪雨により山間部では土砂崩れが発生し、道路や鉄道が遮断され、住民が孤立する地域もあるなど、九州地方を中心に甚大な被害となっております。

これらの災害により、不幸にしてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々へお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興、そして再生がなされることを心からお祈りを申し上げます。

本村におきましては、幸いにも現在のところ大きな災害等は発生しておりませんが、いつ、どこで発生するか分からないのが自然災害であり、近年は地球温暖化等の影響もあり、大雨などによる自然災害が頻発化、激甚化しております。

村といたしましては、村民の皆様の生命と財産を守り、安全・安心を確保することを第一に、自助・互助・共助・公助が一体となった防災対策を推進するとともに、防災力強化の取組を進めるなど、引き続き関係機関と連携し、災害対策に万全を期してまいります。

今年の夏は全国的に災害級の記録的な猛暑が続いており、全国では気温40度を超える危険な暑さが何度も観測されました。

本年6月定例会の大羅議員からの一般質問に対しましても答弁しましたとおり、熱中症対策の一つとして気候変動適応法の規定に基づく、いわゆるクーリングシェルターについて、村役場庁舎をはじめ村内の公共施設5か所を指定いたしました。

また、県におきましても、ふくしま涼み処として村内4つの民間施設と、たまかわ文化体育館内クックちゃん文庫の5か所が指定されております。

これらの施設は熱中症警戒情報の発表時における健康被害の防止、命を守るための避難施設でありますので、10月第4水曜日までの運用期間ではありますが、まだまだ危険な暑さが

続くことが予想されますことから、実情に応じて柔軟な対応を取ってまいります。

また、現在アーバンスポーツ施設は、村民をはじめ村外からも多くの皆さんにご利用いただいておりますが、夏季期間の利用者の安全性と快適性を確保するため、このたび冷却器を3機設置いたしました。これによりまして、施設内における高温時の熱中症リスクの低減が図られるものと見込んでおりますが、施設の運営に当たりましては、熱中症警戒情報の発令状況等を考慮いたしまして、利用者の安全を確保できないと判断される場合には施設の利用を一時停止するなど、適切な対応を図ってまいります。

次に、村政に関する当面の諸課題につきまして所信の一端を述べさせていただきます。

初めに、去る7月3日に公示、同20日に投開票が行われました第27回参議院議員通常選挙におきまして、改選議席数125に対し、自民党は39議席、公明党が8議席と、両党合わせた与党勢力は47議席にとどまり、非改選議席を含めても122議席と過半数の125議席に届かず、参議院におきましても少数与党となりました。今後の国会運営において、こうした勢力構成がどのような議論と政策形成につながるのか注視していく必要があります。

地域住民の皆様のご生活を守り支えるという役割と責任の重さを改めて深く自覚するところであり、本村におきましても、少子高齢化の進行や人口減少など、複雑かつ長期的な課題が山積しており、これらの課題の解決には国による継続的かつ現場の実情に即した支援が不可欠でありますので、引き続き国や県の動きを注視するとともに、情報収集に努めてまいります。

次に、8月7日に発動されたトランプ政権による新たな関税措置については、複数国を対象とする幅広い関税が一斉に課され、世界の貿易構造やサプライチェーンに大きな波紋を投じており、それらに起因する国際的な経済の混乱、さらにはエネルギーや原材料価格の高騰などによって、地域の企業の経営に影響を及ぼすことが懸念されております。また、これらの関税措置がもたらす広範な影響を踏まえ、国と地方の役割分担の下で適切な支援策を講じる必要があることから、村といたしましても、今後も国や県の動きを注視し、関係機関と連携しながら実情に即した柔軟な対応が取れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、にぎわい創出と交流の拡大についてであります。今年で第34回目となる玉川夏祭りが、商工会会員の皆さんや村内各種団体のご協力をいただきながら盛大に開催され、村民の皆様をはじめ、近隣市町村からも多くの方にご来場いただきました。当日は天候にも恵まれ、主催者発表で約3,000名の皆様方が、様々なステージイベントや迫力のある花火に歓声を上げながら、大いに玉川村の夏を楽しんでいただけたものと認識をしております。引き続き

き地域に笑顔と活力で満ちあふれる事業を推進してまいります。

また、地域の方々と村内外の方々が交流する事業として、今年で4回目を迎えた森の駅 y o d g e の夏祭りが8月17日に開催されました。四辻新田地区の皆様のご協力と、村地域おこし協力隊や、森の駅 y o d g e の運営に関わる民間事業者等と一緒にあってつくり上げ実施したものであり、地域への誇りと愛着、さらには村外からも多くの来場者が訪れることで、交流人口や関係人口の拡大など、地域の振興につながるイベントであったと実感をしております。

次に、玉川村複合型水辺施設、乙な駅たまかわにつきましては、今月末でオープンから1周年を迎えることとなります。1年という節目を迎えるに当たり、改めまして村民の皆様方、地域の皆様、そして関係機関の皆様に対し心より御礼と感謝を申し上げます。

この間、にぎわい創出や交流人口、関係人口の拡大を目指し、阿武隈川のほとりに立つ空き店舗を活用した、かわまちづくりの拠点施設として、多くの方々が見て、食べて、飲んで、体験できる、誰もが集える場所として、利用しやすい空間づくりに努めてまいりました。

昨年のオープンから8月末現在までに8万1,000人を超える多くの方にご来場いただき、順調に交流人口の拡大につながっているものと手応えを感じているところでございます。

今後も常に進化することを目標に、訪れる人や興味を持つ人など、玉川村のファンづくり、交流人口、関係人口の拡大への取組に寄与する施設として運営、展開してまいります。

また、たまかわ観光交流施設、森の駅 y o d g e についても、令和4年度の利用者が約6,000名、令和5年度が約9,300名、令和6年度が約9,800名と着実に利用者も増え、村内外の多くの方にご利用いただいております。特に、ファミリー層の利用が多く、ほかにも企業研修や大学のゼミ合宿などにも利用されております。また、新たな取組として運営事業者において y o d g e ウェディングを実施しており、令和7年度においては既に2組のウェディングがあったと報告を受けております。

次に、光の乙字ヶ滝事業につきましては今年で6年目となり、新たなフォトスポットとして徐々に認知度が高まってきており、毎回多くの方にご来場いただき、美しい乙字ヶ滝公園の景色を楽しんでいただいております。

8月2日に開催された乙字ヶ滝水辺のフェスティバルでは、様々なキッチンカーの出店のほか、本村のPRソング「おいでよ！玉川村」を作詞作曲されたMANAMIさんをはじめとする4組のアーティストのミニライブが行われ、イベントを盛り上げていただきました。当日は約1,500人の方にご来場いただき、大きな盛り上がりを見せており、このようなイベ

ントを継続的に実施することで、着実に、にぎわいづくりや交流の拡大と地域の活性化につながっていくものと考えております。

また、福島県内で国内最大級の観光企画であるふくしまデスティネーションキャンペーンがいよいよ来年4月に本番を迎えます。DCに向けた取組につきましては、本村の魅力を発信する絶好の機会と捉え、積極的に事業を展開することにより交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。

本年度のプレデスティネーションキャンペーン期間には、来村者を歓迎するためのウェルカムフラワーをJR泉郷駅に設置し、5月には、ふくしまDC自然教室と称した教室事業を開催するなど、村内外からの参加者に本村の豊かな自然や特産のさるなしを知っていただくことができたものと認識しております。引き続き来年度のDC本番に向けて、村観光物産協会をはじめ、村観光地域づくり推進協議会、村内関係団体、事業者等と連携しながら、情報の発信と誘客事業の推進による交流人口、関係人口の拡大に努めてまいります。

次に、人口減少対策、交流人口、関係人口の拡大についてであります。村ではこれまで第6次玉川村振興計画の下、にぎわい創出と交流の拡大に向け、人口減少対策として様々な事業に取り組んでまいりました。

人口減少対策につきましては、引き続き重要施策と位置づけ、人口流出抑制、移住・定住につながる交流人口、関係人口の拡大に向けた施策の一層の充実を図るため、昨年度、すがまプラザ交流センター内に開設いたしました、たまかわくらしサポートセンターを中心に、住まい、仕事、暮らしの支援等に係る情報収集、発信及び相談をワンストップで対応する窓口として、移住コーディネーターや集落支援員が駐在しながらサポートを行っております。

情報発信はもとより、二地域居住の具体的な生活支援パッケージの整備や、現在取り組んでいる総務省からの委託事業である、ふるさとミライカレッジによる地域課題解決プロジェクトの拡大、地域おこし協力隊の定住を目指したサポート等を推進し、移住・定住と関係人口の拡大の相乗効果を得られるよう引き続き取り組んでまいります。

次に、デジタル化の推進につきましては、村では小さな子供から高齢の方まで、多くの方がデジタルを活用できる環境を目指しており、デジタルスキルや難しい操作などがなくても、将来的に「気づいたらデジタル」という意識せずにデジタル技術を活用しているような環境構築を目標にしており、令和4年度からの手ぶらキャッシュレス実証事業をはじめといたしまして、村民サービスの利便性向上やデジタル社会への対応・推進等を目指しております。

今年度は、総務省の地域活性化企業人制度を活用し、デジタル人材によるDX推進に係る

事業を展開しており、現在まで、健康診断に係る村民向けのデジタル研修や、役場庁内における業務の効率化を目指したデジタル対応化、施設予約システムの検討などを行っております。

また、9月からは学校と家庭や地域をつなぐ、教育現場向けの連絡システム「すぐ〜る」を導入し、デジタルを活用した連絡の一元化や出欠報告など、保護者の皆様方の負担軽減を図っているところでございます。

今後も、村民の皆様方に、意識せずともデジタル技術を活用し、生活の質を向上させ、より利便性の高い生活をご提供できるよう、様々な視点からDX推進を図ってまいります。

次に、移住・定住の受皿として整備した、すま Plaza 住宅エリアにつきましては、当初の予定では村民ファースト販売と不動産事業者販売を併用した販売計画としておりましたが、ターゲット層や販売手法等様々な面を考慮し、土地をお求めの購入希望者に対しまして、村が直接すま Plaza 住宅エリアをしっかりとアピールし選んでいただくために、当初の計画を変更し、全ての区画を村直接販売による販売方法といたしました。今後、新聞広告やフリーペーパーへの掲載、テレビCM等、各種広報によりしっかりと周知を図り、早期の販売に取り組んでまいります。

次に、ごみの減量化、資源ごみ排出に伴う分別収集等についてであります。今年度より、製品プラスチックの分別回収が始まりました。資源化による有効利用並びに地球温暖化防止に向けた環境負荷の軽減の面でも有効であると考えられることから、村におきましても、8月に回覧板及びSNS等で村民の皆様に対し周知を行っております。今後も、リデュースなど、いわゆる5Rを関係機関と連携し、しっかりと進めてまいります。

ごみ集積所、ごみステーションについては、その設置場所の立地状況等により様々な設置形態があり、中にはカラス等による可燃ごみの飛散防止対策用ネットのみ設置しているものもありますので、設置場所の妥当性や回収ボックスの設置形態等について、地元行政区長等と協議を行いながら、年度内を目途に方針等を検討してまいりたいと考えております。

また、ごみの出し方の明確なルールをきちんと守るという最も基本的で大事なことがなかなか守られず、様々な問題等が発生しているのも事実であり、ごみの減量化、分別、出し方など基本となるルールを守るよう改めて周知するなど、一人一人の意識の醸成を図ってまいります。

次に、今年の米の品質や収穫量等についてであります。6月中旬から異常な高温状態が続き、さらに6月下旬からは降雨量が少ない状態が続いていることから、水稻をはじめ様々

な農作物の生育が心配されております。

令和7年産米の水稻生育状況につきましては、農林水産省が令和7年産米から作況指数による情報発表を廃止したことから、今後、作況指数による作柄の判断はできなくなりますが、県農業総合センターの作柄調査では、出穂期は平年と比較して2から4日早まっており、成熟期も早まることが見込まれ、渇水の影響を受けていない場所では平年並みの収量が予想されるとのことであります。一方で、高温障害やカメムシ類等による品質の低下が懸念をされているところでございます。

また、キュウリ、インゲン、ナスなどの夏秋野菜の状況につきましては、一部で高温、乾燥による生育への影響や、病害虫等による品質の低下が心配をされております。

村といたしましては、県農業普及所や村営農推進協議会、JA等と連携、協力しながら、高温障害や病害虫発生について注視しながら、対応策などの指導、助言を行ってまいります。

米の価格につきましては、現時点においてJA夢みなみより、令和7年産米の最低保証価格としてコシヒカリについて1俵2万6,000円が示されており、昨年よりも高い取引価格になる見込みとなっております。

農家の皆さんにとりましては、農業資材等の高騰により厳しい経営を強いられていることから、この最低保証価格は喜ばしい状況ではありますが、一方で、消費者としては生活用品や光熱水費等が値上がりする中、主食である米の価格高騰、供給不足が長引くことは大きな問題であり、将来的な米離れの要因となりかねないと危惧しているところであります。国では米政策の大転換を発表し、生産量確保のための増産の方針を固めていることから、今後、米の価格がどのように推移するのか不透明な状況となっております。

農家の皆さんが安心して持続的に営農を行い、そして消費者が求めやすい価格帯で供給量が確保される、いわゆる適正価格、納得のいく価格とすることが非常に重要であると考えておりますので、国に対しては適切な米政策を推進していくよう要望するとともに、村としましても米政策の動向を注視しながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

玉川産米食味コンクールにつきましては、今年度で5回目の開催となり、年々、生産農家の食味の点数が向上してきており、80点台後半の高得点を取得する方も現れております。この点数は、国際食味コンクールにおいて金賞を取得できるほどの高い食味値となっております。なお、国際食味コンクールでは、食味値のほか高い整粒値も求められていることから、今年度より穀粒判別機を新たに導入し、本村食味コンクールにおいても国際コンクールと同機種による整粒値の審査基準を設けることといたしました。

また、村内だけのコンクールでは知名度向上が不十分であることから、来年度から3年間にわたり県内で開催される国際食味コンクールへの参加を支援することとしております。今後は国際食味コンクールでの金賞受賞を目指しながら、玉川産米のさらなる知名度向上とブランド化を推進してまいりたいと考えております。

次に、玉川大学との連携事業として本年度実施している、ふるさとみらいカレッジプロジェクトについてであります。本プロジェクトは村が総務省からの委託を受けて取り組んでいる事業であり、その1つである地場産業の魅力を発信するプロジェクトにおいて、玉川大学農学部の教授2名と学生10名が8月、そして9月の2回、計7日間来村し、大学の有している専門的な知識やノウハウを生かし本村特産品の生産手法の提案や栽培支援を行うなど、村の地域課題の解決の支援に向け動き出しているところであります。

次に、子育て支援につきましては、地域社会全体で子供たちとご家庭を支える環境づくりに努めております。特に、児童手当の拡充や出産等に伴う経済的負担軽減策については、国の制度改正や地方自治体への支援策と連携しながら、より多くの家庭が安心して子育てできる環境整備を進めております。

また、本定例会に補正予算の議案を提案しておりますが、国の交付金を活用し、村独自にゼロ歳から中学3年生を対象として物価高騰における経済的な支援を行い、子育て世代の負担軽減を図るため、子供1人当たり5,000円を給付することとしております。

次に、高齢者への支援につきましては、高齢者の皆様が安心して暮らせる村づくりを推進しており、高齢者の自立支援や生活支援、医療、介護サービスの充実、さらには地域での見守り体制の強化など、多方面から取組を展開しております。

まず、経済的な支援につきましては、子育て支援と同様に国の交付金を活用し、敬老祝金を例年より一律1,000円増額し、現在の物価高騰の一助となるよう支援してまいります。

さらに、高齢者の健康づくり支援については地域包括支援センターと連携し、各地区において高齢者健康サロンの巡回指導を実施しております。また、今年度は7月に村全体の交流会を開催し、9地区から60名の高齢者が参加し、相互の交流や情報交換を通して絆やつながりを深めることができ、参加者からも大変好評をいただきました。

地区高齢者健康サロンは、自助・互助・共助・公助の4つの助（じよ、たすけ）を基本理念とする地域包括ケアシステムの要と言える活動であり、高齢者自身の生活の質を高めるだけでなく、地域社会全体の活性化にも貢献する重要な役割を担っていることから、引き続き関係機関と連携し、地域の実情に応じた支援を継続してまいります。

また、村内の高齢者、障害者、免許返納者等、移動に支援が必要な方々などを対象に行っている日常生活における支援事業、高齢者等QOL向上サービス実証事業については、高齢者等の生活の質、いわゆるQOL、クオリティ・オブ・ライフの向上を目指し、御用聞きサービスを実施をしております。

現在、108名の方が本事業に登録しており、主に日常の買物や通院の付添いなどのサービスを受けており、利用者からは大変好評をいただいております。

次に、大規模プロジェクトの進捗状況等について申し上げます。

まず、阿武隈川上流遊水地群整備計画への取組についてであります。現在、国では各地権者等と用地協議を進めており、7月末時点での取得率、遊水地全体で約50%、第二遊水地においては約30%となっております。

家屋の集団移転先となる代替地の整備につきましては、6月下旬から国による用地協議が進められており、稲荷畷代替地については全ての地権者に同意をいただけたことから、先月、移転希望者を対象とした個別説明会が開催されております。

また、原作田代替地についても用地取得に向けた協議が進められており、国は準備が整い次第、説明会を開催し、宅地の高さ等の設計内容をはじめ、整備方法や今後の進め方など、移転に向け必要となる項目について対象者に説明を行うこととしております。

なお、宅地代替地の整備については用地協議の進捗状況等により、第一遊水地に係る代替地整備が他の代替地よりも先に進んでいる状況にあり、鏡石町成田原町地内においては、現在、国による土地の造成工事が開始され、今月上旬から遊水地事業に伴い発生した土砂を搬入しております。

この造成には、第二遊水地計画地からも試験圃場の整備に伴い発生した土砂が運ばれる計画となっており、遊水地や集団移転先の整備が目に見える形で動き出すことで焦りや不安を感じる方もおられますので、国には事業の進捗や取組について丁寧に情報を発信し、地域や移転対象者にしっかりと寄り添って事業を進めていくよう改めて求めてまいります。

次に、泉郷駅前整備によるにぎわいづくりににつきましては、これまでJR泉郷駅及び村が取得した旧駒木根工業跡地を含むその周辺において、まちなかにぎわいづくりを念頭に、村の玄関口である泉郷駅利用者の利便性の向上、工場跡地の有効活用、公共交通機関の在り方、高齢化社会における移動の方法、住民の生活の質の向上等に向けた駅前開発について、玉川村泉郷駅前開発基本構想に基づき、鋭意進めております。

今年度は、基本構想を実現していくため、近隣住民の代表者や関係団体の代表者、泉郷駅

前の事業主などによる検討会を設置し、今後のまちづくりの方向性や地域の現状を分析しつつ、実現可能性を高めるための検討を行ってまいります。

次に、村道及び上下水道整備の進捗状況であります。

まず、道路整備につきましては、社会資本整備総合交付金事業により整備している村道中-17号線について、現在、繰越予算で令和6年度からの継続事業として改良工事を発注し、完了後は舗装工事を行い、早期の全線開通に向けて進捗を図っているところであります。

また、村道南-50号線も同様に繰越予算で道路新設工事を進めており、今後、舗装工事を行い令和8年3月の供用開始を目指してまいります。

次に、上水道事業の水道未普及地域解消事業の進捗状況につきましては、現在、四辻新田村中地区及び川久保地内の一部地域で給水が可能となっており、今後は同地域の上水道加入促進を図ってまいります。また、引き続き山新田河平や南須釜小半弓地内の管路布設工事を進め、安全安心な水道水の供給を進めてまいります。

次に、集落排水事業については、農業集落排水事業玉川地区において今年度より第2期整備が開始されており、昨年度からの繰越工事や今年度発注した管路布設工事について工事の進捗管理を十分に行い、管路布設延長の拡大を図ってまいります。また、順次、処理区域内の接続可能エリアを拡大し、農村環境における水質保全に取り組んでまいります。

広報・広聴につきましては、広報については多くの方が必要とする情報を広報たまかわや、村公式ホームページに見やすく、分かりやすく掲載するとともに、幅広い層、ニーズに対応できるよう公式LINEやインスタグラムなどSNSを活用し、タイムリーな情報発信、配信等を行っております。また、昨年度から全職員を情報発信員と位置づけ、職員自ら情報発信することで、多様な視点による発信と情報量の拡大を図り、組織全体で玉川の魅力を伝えてまいります。

また、広聴についてはニーズを的確に把握し、村民の視点、村民目線による施策の展開が必要でありますので、毎月、村民相談の日を設定し、村政に対する要望やご意見等を広くお聴きし、村民参加型の村づくりを目指し、村民の皆さんとの協働による地域づくりを進めてまいります。村の魅力をより多くの方々に発信し、交流人口、関係人口の拡大につなげるため、村民の皆様と共に、第24回ふくしまふるさとCM大賞応募作品を企画、制作をいたしました。今年度は、中学生9名と1名の村民の方と共に様々なアイデアを出し合いながら撮影と編集に取り組み、玉川村オリジナルのCMを作り上げることができたと自負しております。現在、1次審査が行われており、今後、9月下旬頃に審査会が行われる予定となっております。

す。

また、8月には、村内小学生を対象とした、こども記者講座を実施いたしました。村制施行70周年を記念し「わたしたちが暮らす玉川村を知ろう」をテーマに子供たちが記者となり、村長の仕事を通して村づくりへの考え方や村章、特産品であるさるなしを取材することで村への理解を深め、愛着を持ってもらうこと、そして広報誌を作る職業体験を通じて社会性を身に付けてもらうことを目的としており、参加した子供たちからも大変好評でありました。今後もこのような活動を繰り広げ、玉川村の未来を担う子供たちの意識醸成や、玉川村への関心を高めることに取り組んでまいります。

次に、村制施行70周年について申し上げます。

玉川村は、今年、節目となる村制施行70周年を迎えることができました。この70年を振り返りますと、戦後の復興期から現在に至るまで、経済や社会構造の変化に伴う農業や商工業等の産業の転換、人口減少や高齢化といった多くの課題に挑戦し、また、難題を乗り越えるため村民の皆様自らが知恵を出し合い、互いを思いやり、地域資源を生かしてこられました。その努力の積み重ねこそが、今日の玉川村の基盤となっております。

70周年を機に玉川村はさらなる発展を成し遂げ、次の世代へと確かな道筋を示して、未来に向け新たな一步を踏み出し、歩み続けてまいります。村民の皆様方と喜びを分かち合い、より一層、郷土に対する愛着や誇りを育み、地域の絆を深める機会として、11月7日に村制施行70周年記念式典を開催いたします。

式典に先立ち、10月19日には玉川村文化講演会として、天童よしみコンサートを開催いたします。8月24日に村民先行販売を開始し、多くの村民の皆様がチケットを購入していることであり、多大なるご支援と関心をいただいていることを実感し、心強く感じているところでございます。

また、11月12日には、包括連携協定を締結している玉川大学の関係者で組織する管弦楽団を招聘し、演奏会を開催することとしております。多くの方々に演奏を楽しんでいただき、村制70周年をより盛り上げていけるよう、玉川大学との緊密な連携を図りながら取り組んでまいります。

次に、令和6年度の決算について申し上げます。

令和6年度の本村の財政運営につきましては、村民の皆様のご理解と議員各位のご協力により、第6次玉川村振興計画後期基本計画の下、「皆で支えあう福祉の村づくり」、「環境にやさしい安全・便利な村づくり」、「活力のある村づくり」、「人を育む村づくり」、

「交流と協働の村づくり」を基本目標に、これまでの取組をさらにシンカ（進化、深化、新化）させ、将来像として掲げる「未来（あす）が輝く村づくり“元気な”たまかわ」を実現するため、各種政策、施策を計画どおり推進することができました。

また、各特別会計においても予算内で計画的に事業が執行完了できましたことに対し、改めて議員各位に感謝を申し上げます。

本決算につきましては、去る7月24日、25日、28日、29日、30日の5日間、村監査委員の決算監査を受け、適正である旨の報告をいただきましたので、議会の認定を求められます。

一般会計歳入歳出決算の概要について申し上げますと、歳入については、各収入項目についての確かな把握を行い、適切な財源の確保に努めた結果、歳入合計49億1,730万4,799円となりました。

歳出については、住民福祉の一層の向上を図るとともに、社会インフラ、生活インフラの整備など、地域経済の活性化に資する投資的事業の計画的な執行をはじめ、頻発化、激甚化している自然災害に備えるための取組等を講じた結果、歳出合計は45億8,623万5,039円となりました。

以上の結果、歳入歳出差引額で3億3,106万9,760円となり、翌年度へ繰り越すべき財源7,038万6,000円を除くと、実質収支は2億6,068万3,760円となったところであります。

それでは、提出議案についてご説明を申し上げます。

議案第36号 令和7年度玉川村一般会計補正予算（第2号）につきましては、令和6年度決算により繰越金が確定したことに伴う補正のほか、4月の人事異動に伴う給与等人件費や村制施行70周年記念村民の翼事業の経費などについて、所要額を計上いたしました。

これらによる一般会計補正予算の総額は2億6,945万2,000円の増額となり、本年度予算の総額は49億6,994万9,000円となります。

また、特別会計及び企業会計につきましては、玉川村介護保険特別会計、玉川村後期高齢者医療特別会計、玉川村宅地造成事業特別会計、玉川村上水道事業会計について、所要の経費を計上いたしました。

議案第42号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてにつきましては、現委員の任期が令和7年12月31日をもって満了となることから、福島地方法務局長から候補者の推薦依頼がありましたので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

その他の議案といたしましては、報告が健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての1件、条例が職員の給与に関する条例の一部を改正する条例など3件、決算の認定等が令和6年度玉川村一般会計歳入歳出決算の認定についてのほか、特別会計については令和6年度玉川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてなど4件、企業会計については令和6年度玉川村上水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてなど2件、その他の議案が財産の無償譲渡についてとなっており、いずれも村政執行上重要な案件であります。

提案いたしました議案の詳細につきましては、担当課長より説明させますので、慎重にご審議の上、速やかなご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（小針竹千代君） 村長の提案理由は、ただいまの説明のとおりです。

◎議長発議 決算審査特別委員会の設置について

○議長（小針竹千代君） 日程第5、決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

令和6年度玉川村各種会計決算の認定に当たり、決算や事業の執行状況について執行部から説明を受け、十分な審議を行うため、決算審査特別委員会の設置の必要があると認められます。

お諮りします。

上程された議案第31号及び第32号並びに認定第1号から第5号までの決算に関する議案2件と認定5件について、議長を含む全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） ご異議なしと認めます。

したがって、上程された議案第31号及び第32号並びに認定第1号から第5号までの決算に関する議案2件と認定5件について、議長を含む全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

ただいま特別委員会委員が決定しましたが、委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会において委員長及び副委員長1人を互選することになっております。

ここで暫時休議いたします。

特別委員会を開きますので、議員の皆様は議員控室へ移動願います。

(午前10時42分)

○議長（小針竹千代君） 再開いたします。

(午前10時46分)

◎決算審査特別委員会正副委員長の互選結果について

○議長（小針竹千代君） 日程第6、決算審査特別委員会正副委員長の互選結果について、その結果が届いております。

先ほど特別委員会が開催され、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり、委員長、副委員長が互選されましたので、お配りしました名簿をもって報告といたします。

◎決算の審査について（委員会付託）

○議長（小針竹千代君） 日程第7、決算の審査について、先ほど設置されました決算審査特別委員会に付託し審議することとします。

付託する議案については、議案第31号 令和6年度玉川村上水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、議案第32号 令和6年度玉川村農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、認定第1号 令和6年度玉川村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和6年度玉川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和6年度玉川村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和6年度玉川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和6年度玉川村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

以上の議案 2 件と認定 5 件とします。委員長は会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されるようお願いをいたします。

◎休会の議決

○議長（小針竹千代君） 本定例会における休会についてお諮りいたします。

委員会審議のため、9月10日及び11日は休会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） ご異議なしと認めます。

よって、9月10日及び11日は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（小針竹千代君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前 10 時 49 分)